

三田市制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)及び三田市契約事務規則(平成17年三田市規則第7号。以下「規則」という。))の規定に基づき三田市が発注する建設工事の請負契約締結にあたり、一定の資格を定めて行う制限付一般競争入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において制限付一般競争入札とは、建設工事毎に入札参加者の資格を定め、参加希望者の資格を審査のうえ、参加資格を有する者を選定する入札方法をいう。

(適用範囲)

第3条 制限付一般競争入札の適用対象とする工事は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「業法」という。)第2条第1項に規定する建設工事で予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が3億円以上の土木一式工事及び建築一式工事とする。

2 前項を除く建設工事のうち、特に市長が必要と認める場合は制限付一般競争入札を行うことができるものとする。

(入札の公告)

第4条 制限付一般競争入札を実施するときは、規則第9条第1項に定める事項について入札の公示を行う。

2 入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに掲示その他の方法により公示を行う。ただし、緊急止むを得ない理由のあるときは、5日までに短縮することができる。

(入札参加資格)

第5条 制限付一般競争入札に参加することができる資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げる要件を求めることができる。

(1) 政令及び業法等に規定する事項

ア 政令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格制限に該当しない者であること。

イ 業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること
ウ 業法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、規則第37条に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

エ 市の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日及び当該建設工事の入札日に受けていない者であること。

オ 当該建設工事に業法第26条で規定する監理技術者証の交付を受けた監理技術者を適正に配置できる者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第199条第1項に基づく更正計画の認可の決定、民事再生法（平成11年法律第225号）第174条第1項に基づく再生計画認可の決定、又は、国土交通省の一般競争（指名競争）参加資格認定を受けている者であること。

(2) 政令第167条の5の2の規定に基づき、当該工事に必要と認め、定める資格

ア 市の入札参加資格の工種が、当該入札に付する建設工事の工種と同じであること。

イ 業法に規定する経営事項審査結果通知書の期間が本契約締結（予定）日に有効でありその総合評点が一定以上の者であること。

ウ 入札に参加しようとする者及び前号オに規定する監理技術者は、過去に当該建設工事と同種又は類似の施工実績（原則として国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公社、公団、事業団等）が発注し引継が完了したもの）を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

エ 当該建設工事に係る設計業務等の受諾者でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。

オ その他個別の工事に応じて、必要と認める資格を有する者であること。

2 特定建設工事共同企業体による当該建設工事の入札に参加できる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員の資格要件

前項第1号ア、イ、ウ及びエ並びに同項第2号ア、イ、ウ、エ及びオに規定する事項に該当する者であること。ただし、代表構成員以外の構成員については、前項第2号のイに規定する総合評点を代表者より低く設定でき、又

は同号ウに規定する施工実績は、代表者に比べて緩和することができる。

(2) 特定建設工事共同企業体の資格要件

ア 構成員（一般共同体は含まない。）数は、原則として2者とし、その出資比率は、各々30%以上であること。なお、3者とする場合の出資比率は、各々20%以上とすること。

イ 前項第1号オに規定する事項に該当する者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とし、当該建設工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員又は単独企業との混合入札における単独企業とを兼ねることはできないこと。

エ 特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、当該建設工事に業法で定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。

(入札参加資格の設定)

第6条 当該建設工事の発注にあたり、前条第1項第2号及び第2項に規定する入札参加資格を設定するときは、三田市入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、その審議を経なければならない。

2 前条の入札参加資格を設定するにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 当該建設工事の規模・内容及び施工技術等を勘案し、市内又は県内の業者で施工が可能である工事にあつては、入札参加資格に事務所等の所在に関する資格を定めることができること。

(2) 前条第1項第2号イの経営事項審査結果の総合評点の水準は、各工事の規模、技術的特性等を勘案し、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から必要なものでなければならないこと。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員に係る総合評点の水準は、特定建設工事共同企業体として効果的な共同施工のために必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る総合評点に比べて低く設定することができること。

(3) 特定建設工事共同企業体の構成員（代表構成員を含む。）については、事務所の所在に関する資格を定めることができること。

(4) 前条第1項第2号ウの過去の施工実績は、必要な程度を越えた厳しい条件とならないよう、個別の工事の特性に応じ、技術的観点から真に必要な条件

を設定すること。このため、同種工事として認める工事の範囲の設定にあたっては、施工上の技術的特性を勘案した上で支障がないと認める類似工法によるもの及び発注規模よりも小規模なものも認めること。

- (5) 前条第2項第2号アの特定建設工事共同企業体の構成員数は、特に大規模な工事であって技術的難度が高いこと、多数の工種にわたること等により、確実かつ円滑な施工を図るため技術力を特に結集する必要があると認められるものについては、3者以上とすることができること。

(入札参加申込及び申込に係る提出資料の交付)

第7条 制限付一般競争入札に参加を希望する者に対し、制限付一般競争入札参加申込書及び次に掲げる資料（以下「申込資料」という。）を公示の日から入札参加申込みの提出期限日までの間、求めることができる。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（特定建設工事共同企業体を対象とする場合のみ）
- (2) 同種又は類似工事の施工実績
- (3) 配置予定技術者の資格及び工事経験
- (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係（経営事項審査結果通知書の写しは本契約締結（予定）日に有効なものであること。）
- (5) その他必要と認める資料

(仕様書、設計書及び図面の交付)

第8条 公示の日以後、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）を閲覧に供するとともに、公告に記載の方法により交付する。

(入札参加の申込み)

第9条 次の各号に従い、入札参加者に申込書及び申込資料を、公告に記載の方法により提出させる。

- (1) 提出期限日の翌日以降は、原則として、申込書及び申込資料の差し替え又は再提出は認めないこと。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員の一部が会社更生法に基づく更正手続開始の申立等を行ったこと又は市から指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失ったときは、入札の4日前（三田市の休日を定める条例（平成3年三田市条例第1号）に規定する休日を除く。以下同じ。）までは、その残存構成員が資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特定建設工事共同企業体を結成（混

合入札の場合は単独企業でも可) し、再度の入札参加の申込みを認める。

(2) 入札執行時に工事費積算内訳書の提出を求めること。

(3) 申込書及び申込資料の作成並びに提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

(4) 提出された申込書及び申込資料は、入札参加資格の確認以外に使用してはならない。

(5) 提出された申込書及び申込資料は、返却しないこと。

2 申込書及び申込資料の提出期間は、原則として公示を行った日から起算して少なくとも10日間を確保すること。

3 入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名については公表してはならない。

4 第1項及び第2項に規定する事項を公告しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第10条 入札参加申込者の資格の確認を行おうとするときは、入札参加申込者の資格確認書を作成し、委員会の審議に付さなければならない。

2 入札参加資格の確認基準日は、申込み期限日とする。

3 入札参加資格を満たした者を入札参加者として資格確認結果通知書により通知しなければならない。なお、入札参加資格がないと認めた入札参加申込者(以下「非資格者」という。)への資格確認結果通知書には、資格がないと認めた理由及びその説明を求めることができる旨を付記しなければならない。

4 前条第1項第1号のただし書による再度の入札申込みがあった場合は、入札日までに前3項の手続を完了しなければならない。

(苦情の協議)

第11条 前条第3項の入札参加資格の確認結果に不服がある非資格者は、公告に記載の期日までに入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に公告に記載の方法により説明を求めることができる。

2 前項の要請があったときは、説明を求めた者に書面で回答するとともに、委員会にその回答内容について報告しなければならない。

(設計図書等に対する質問)

第12条 必要があると認めるときは、設計図書に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は行わない。

2 前項の質問は公告に記載の方法により提出させるものとし、提出期間は資格確認結果通知書を送付した翌日からとする。

3 質問書に対する回答は閲覧方式とする。

4 閲覧場所は、公告に記載の場所とする。

(入札の執行)

第13条 公告に記載の方法により入札書を提出させるものとする。

2 契約担当者は、入札書提出の際に、入札参加者に公告に記載の方法により設計図書に示す工事費積算内訳書の様式による見積書の提出を求める。

3 入札回数は1回を限度とする。

(入札の執行の取消し又は中止)

第14条 不正があると認められるとき又はその他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札を取り消すことができる。

2 天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

(契約保証金)

第15条 本契約締結までに落札者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等規則第51条第2項に該当する場合は、契約保証金を納めさせないことができる。

(無効とする契約)

第16条 法令又は規則第22条に規定する入札及び申込書及び申込資料に虚偽の記載をした者の入札は、無効としなければならない。

2 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において、資格制限期間中である者、指名停止中である者及び入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

3 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

(落札者の決定等)

第17条 法第28条第2項の規定により落札者を決定する。

2 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者に対し、く

じを引くことを辞退させてはならない。

(入札結果の公表)

第18条 三田市入札結果等の公表に関する要綱(平成13年4月1日施行)の規定に基づき、入札結果等を公表するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(三田市制限付一般競争入札試行要綱の廃止)

2 三田市制限付一般競争入札試行要綱(平成6年10月7日施行)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。